様式第４

表

＿年＿月＿日発行第＿＿号（＿年＿月＿日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条第３項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条　（略）

２　（略）

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

６　（略）

第六十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした推進機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　第五十二条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。